

2025年12月10日
一般社団法人 日本養鶏協会

日鶏協速報

高病原性鳥インフルエンザ関連 No. 13

「飼養衛生管理基準遵守指導の手引き」の一部改正

～農林水産省消費／安全局動物衛生課～

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和7年9月29日農林水産省令第44号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）の一部が改正され、本年9月29日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

この新基準の内容に合わせ、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについて、下記のURLのとおり改正されましたので、お知らせします。なお、この飼養衛生管理基準遵守指導の手引きは、都道府県の指導用として作成しておりますが、飼養衛生管理基準の遵守・不遵守の判断についても記載しておりますので、生産者様もご周知ください。

○農林水産省「飼養衛生管理基準遵守指導の手引き

（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/attach/pdf/index-284.pdf

【業務第1部】

[一般社団法人 日本養鶏協会](#)

〒104-0033 東京都中央区新川二丁目6番16号 馬事畜産会館内（5階）

TEL：03-3297-5516 FAX：03-3297-5519

E-mail：asatama@jpa.or.jp、hanjukutamago@jpa.or.jp

担当：高木、入江